

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム（第20回）	資料 1
平成24年1月31日	

## 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ（案）<抜粋>

( 略 )

### 9 施設の一体化（総合こども園（仮称）の創設）

#### （1）基本的位置づけ

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。総合こども園（仮称）の根拠法として総合こども園法（仮称）を制定する。
- 総合こども園（仮称）においては、
  - ①満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
  - ②保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
- 総合こども園（仮称）については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

( 中略 )

#### （6）施設に置かれる職員

- 総合こども園（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。
  - 具体的には、園長、保育教諭（仮称）、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員を必置とする。
- ※ 総合こども園（仮称）に置かれる職員のうち、資格要件に対して罰則を課す必要

がある職員や特例が他の法律で規定されている職員については、法律で規定する。

- 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。

※ いずれかしか有しない者については、特例措置を講じる。

- なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

#### (7) 職員の身分等

- ①公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等の身分

○ 公立の総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等については、基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員として取り扱う。

- ②保育教諭等の研修

(公立)

○ 教育基本法第九条の規定により、保育教諭（仮称）等の研修の充実を図る。

また、保育教諭（仮称）等は、絶えず研究と修養に努めなければならないとする。

○ 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

(私立)

○ 教育基本法第九条の規定により、保育教諭（仮称）等の研修の充実を図る。

また、保育教諭（仮称）等は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

- ③政治的行為の制限

(公立)

○ 総合こども園（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 保育教諭（仮称）等について、その政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合こども園（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

④職員の給与及び福利厚生（退職金、年金及び医療保険）

(公立)

- 総合こども園（仮称）の保育教諭（仮称）等は、保育所の職員に近い勤務態様となるため、教職調整額制度は適用せず、時間外勤務、休日勤務を行った場合はそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当を支給する。

- 公立総合こども園（仮称）の職員については、公立学校共済組合に加入することを基本とし、具体的には今後更に検討する。

(私立)

- 私立総合こども園（仮称）の職員については、設置主体（学校法人・社会福祉法人等）に応じて、対象となる福利厚生制度に加入する。

※ 社会福祉法人等が設置する幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園が総合こども園（仮称）に移行した場合等については、移行前に加入していた年金・医療保険制度に加入できるようにすることについて検討。

---

(8) 評価、情報公開

- ~~学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力に資するため、総合こども園（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。~~

